

平成29年（行ウ）第10号

普天間飛行場代替施設建設事業に係る岩礁破碎等行為の差止請求事件

原告 沖縄県

被告 国

求釈明申立書

平成29年8月29日

那覇地方裁判所民事第2部合議A係 御中

原告訴訟代理人

弁護士 宮 國 英 男

弁護士 松 永 和 宏

弁護士 仲 西 孝 浩

弁護士 加 藤 裕

原告指定代理人

沖縄県知事公室

知事公室長 謝 花 喜一郎

基地対策統括監 池 田 竹 州

辺野古新基地建設問題対策課

課 長 多良間 一 弘

副参事 城 間 正 彦

副参事 田 代 寛 幸

班 長 新 垣 耕

主 幹 神 元 愛

主 査 知 念 敦

主 査 山 城 智 一

主 任 山 城 正 也

主 任 川 満 健太郎

主 事 大 城 和華子

沖縄県農林水産部

部 長 島 尻 勝 広

農漁村基盤統括監 仲 村 剛

参 事 新 里 勝 也

水産課

課 長 平安名 盛 正

班 長 七 條 裕 蔵

主任技師 岸 本 和 雄

主 査 登野盛 真 一

沖縄県土木建築部海岸防災課

副参事	普天間 朝 好
班 長	中 村 猛
主 任	當 銘 勇 太
主 任	矢 野 慎太郎

沖縄県環境部環境政策課

班 長	知 念 宏 忠
主任技師	愛 甲 俊 郎
主 任	知 名 光太郎
主 任	崎 枝 正 輝
主 任	神 谷 大二郎
主 任	具志堅 洋 介

原告は、本件水域¹が岩礁破碎等をするために県知事の許可が必要となる「漁業権の設定されている漁場」に該当するか否かに関連し、漁業法上の漁業権の「放棄」と「変更」に係る被告の主張（漁業法の解釈）に対する反論を行う前提として、反論対象である被告の主張を明確にするため、以下のとおり、釈明を求める。

【内容】

第1 「漁業権の一部の『放棄』が『放棄』に該当する」との被告主張の意味内容の特定にかかる求釈明 《求釈明事項1》	6
第2 いわゆる「漁業権の一部放棄」や「漁業権の変更」について従前示された国の解釈と本訴訟における国の主張との整合性にかかる求釈明.....	7
1 昭和46年11月18日水産庁漁政部長回答に示された見解についての求釈明 《求釈明事項2》	7
2 共同漁業権の一部放棄が漁協総会で決議された場合の共同漁業権の一部消滅についての昭和60年6月14日付け政府答弁書（参議院議員久保亘君提出公有水面埋立計画に関する漁業補償契約ならびに総会決議に関する質問に対する答弁書）に示された従前の国の見解についての求釈明 《求釈明事項3》	8
3 共同漁業権の一部放棄が漁協総会で決議された場合の共同漁業権の一部消滅についての昭和61年5月17日付け政府答弁書（参議院議員久保亘君提出共同漁業権の一部放棄及び漁業補償についての漁協の権限に関する質問に対する答弁書）に示された従前の国の見解についての求釈明 《求	

¹ 本書面は、特に断らない限り、訴状の用語例による。

求明事項 4》	9
4 共同漁業権の一部放棄が漁協総会で決議された場合の共同漁業権の一部消滅についての平成元年 3 月 14 日付け政府答弁書（衆議院議員岩垂寿喜男君提出共同漁業権の漁場区域の一部削除に関する質問に対する答弁書）に示された従前の国の見解についての求釈明 《求釈明事項 5》 ..	10
5 昭和 27 年 10 月 2 日水産庁漁政部長通知に示された「漁場の縮小」の手続にかかる見解についての求釈明 《求釈明事項 6》	11
6 昭和 27 年 10 月 2 日水産庁漁政部長通知に示された「漁業種類の削除」「漁期の短縮」の手続にかかる見解についての求釈明 《求釈明事項 7》	11
第 3 被告答弁書における裁判例の引用の趣旨（漁業法の解釈についての被告主張の内容）の確認にかかる求釈明	12
1 福岡高判の引用の趣旨についての求釈明 《求釈明事項 8》	12
2 仙台高判の引用の趣旨についての求釈明	13
(1) 「新たな権利の設定を受けるわけではない」ことを理由に変更免許を不要とした裁判例を引用する趣旨に関する求釈明 《求釈明事項 9》	13
(2) 「変更免許に際し、漁場計画の樹立が法律上要求されているものとも認められない」とした裁判例を引用する趣旨に関する求釈明 《求釈明事項 10》	15

第1 「漁業権の一部の『放棄』が『放棄』に該当する」との被告主張の意味内容の特定にかかる求釈明 《求釈明事項1》

被告国は、『漁業権の放棄』は、漁業法上、明確に『分割』や『変更』とは書き分けられていることからすると（漁業法30条、31条参照）、漁業権の一部の『放棄』が『放棄』に該当するとの解釈は文言上当然である」と主張する。

この漁業法の解釈についての被告国の主張が、“漁業権者の意思に基づく漁場の区域の一部消滅については常に漁業法上の「放棄」に該当するというものであるのか”、それとも、“漁業権者の意思に基づく漁場の区域の一部消滅については漁業法上の「放棄」に該当する場合と漁業法上の「変更」に該当する場合の双方がある”とするものであるのか、一義的に被告国の主張が明確であるとは言えない。

そこで、被告国の主張する漁業法の解釈の内容を明確にするため、“漁業権者の意思に基づく漁場の区域の一部についての漁業権の消滅が漁業法上の「放棄」に該当するのか、それとも「変更」に該当するのか”についての本訴訟における被告国の主張が、下記のいずれの解釈をとるものであるのかについて、明らかにするように求める。

記

ア 漁業権者の意思に基づく漁場の区域の一部についての漁業権の消滅については、漁業法上の「変更」には該当しえず、漁業法上の「放棄」に該当する。

イ 漁業権者の意思に基づく漁場の区域の一部についての漁業権の消

滅については、漁業法上の「放棄」に該当する場合と漁業法上の「変更」に該当する場合の双方がある。

第2 いわゆる「漁業権の一部放棄」や「漁業権の変更」について従前示された国の解釈と本訴訟における国の主張との整合性にかかる求釈明

国は、以下に示すとおり、質問主意書に対する閣議決定をした答弁書（国会法74条、75条）や水産庁の通知等により、いわゆる「漁業権の一部放棄」や「漁業権の変更」にかかる漁業法の解釈を公に示してきたものである。

しかしながら、本訴訟の答弁書においてなされた漁業法の解釈についての被告国の主張は従前の政府答弁書等に示された国の見解とは矛盾するように思われるため、反論の対象である本訴訟における被告国の主張を特定・確認するため、釈明を求める。

1 昭和46年11月18日水産庁漁政部長回答に示された見解についての求釈明 《求釈明事項2》

水産庁は、「いわゆる漁業権の一部放棄は、漁業法上漁業権の変更にあたり知事の免許を要する」（岐阜県農務部長の照会に対する昭和46年11月18日水産庁漁政部長回答）との見解を示していたものである。

本訴訟における被告国の主張（「漁業権の一部の『放棄』が『放棄』に該当する」と上記引用の水産庁漁政部長回答とは一義的に矛盾するものと考えられるが、本訴訟における被告国の主張は上記の従前の国（水産庁）の見解を

否定するものであると理解してよいか。

2 共同漁業権の一部放棄が漁協総会で決議された場合の共同漁業権の一部消滅についての昭和60年6月14日付け政府答弁書（参議院議員久保亘君提出公有水面埋立計画に関する漁業補償契約ならびに総会決議に関する質問に対する答弁書）に示された従前の国の見解についての求釈明 《求釈明事項3》

「埋立計画に対して、『共同漁業権の一部放棄』が、漁協総会で議決された場合、共同漁業権は、その決議によって一部消滅するのか。」との共同漁業権の一部放棄の総会決議がなされた場合に関する質問に対して、政府は「漁業権を変更しようとするときは、漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）上、都道府県知事の免許を受けなければならないこととされており、漁業協同組合の総会で『共同漁業権の一部放棄』が議決されたとしても、そのことにより漁業権が当然に変更されるものではない。」と答弁している。

共同漁業権の一部放棄が漁協総会で決議された場合の共同漁業権の一部消滅についての本訴訟における被告国の主張（「漁業権の一部の放棄も、文言のとおり「放棄」に該当するのであって、所定の手続を踏んだ上で漁業権者が放棄の意思表示をすれば、漁業権消滅の効果が発生する」）は、上記政府答弁書に示された見解と一義的に矛盾すると考えられるが、本訴訟における被告国の主張は上記政府答弁書に示された政府見解を否定するものであると理解してよいか。

3 共同漁業権の一部放棄が漁協総会で決議された場合の共同漁業権の一部消滅についての昭和61年5月17日付け政府答弁書（参議院議員久保亘君提出共同漁業権の一部放棄及び漁業補償についての漁協の権限に関する質問に対する答弁書）に示された従前の国の見解についての求釈明 《求釈明事項4》

「埋立計画に対して、『共同漁業権の一部放棄』が漁協総会で議決され、当該議決に基づき漁協より『漁業権の変更免許』の申請があつた場合、都道府県知事は『漁業権の変更免許』をなすことができるか。漁業法第十三条第一項第二号に基づき、右変更免許はできないと解すべきか。」との共同漁業権の一部放棄の総会決議がなされた場合に関する質問に対して、政府は「御質問のように、漁業権者が漁場区域の縮小を内容とする漁業権の変更の免許を受けようとする場合に都道府県知事がいわゆる漁場計画の見直しを行った上で変更の免許を行うことについては、漁場区域から除かれる区域について現在免許を有している者に免許を与えておくことが、水面につき漁業上の総合利用を図り漁業生産力を維持発展させるため漁業の免許をする必要がある場合に漁場計画を定めなければならないという制度の趣旨に照らし、必要でない場合には、都道府県知事は、漁業法の規定に従い、漁場計画の見直しを行い、その見直し後の漁場計画に即して漁業権の変更の免許を行うことができると解している。」と答弁している。

共同漁業権の一部放棄が漁協総会で決議された場合の共同漁業権の一部消滅についての本訴訟における被告国の主張（「漁業権の一部の放棄も、文言のとおり「放棄」に該当するのであって、所定の手続を踏んだ上で漁業

権者が放棄の意思表示をすれば、漁業権消滅の効果が発生する」)は、上記政府答弁書に示された見解と一義的に矛盾すると考えられるが、本訴訟における被告国の主張は上記政府答弁書に示された政府見解を否定するものであると理解してよいか。

4 共同漁業権の一部放棄が漁協総会で決議された場合の共同漁業権の一部消滅についての平成元年3月14日付け政府答弁書（衆議院議員岩垂寿喜男君提出共同漁業権の漁場区域の一部削除に関する質問に対する答弁書）に示された従前の国の見解についての求釈明 《求釈明事項5》

「共同漁業権の漁場区域について…次のような場合に一部削除することは、漁業法に照らして適法か否か。」「埋立計画に対して、『共同漁業権の一部放棄』が漁協総会で議決され、当該議決に基づき、漁協より『漁業権の変更免許』の申請があった場合、変更免許を通じて、放棄対象海域を一部削除すること。」との共同漁業権の一部放棄の総会決議がなされた場合に関する質問に対して、政府は「御質問のように漁業権者から漁場区域の縮小を内容とする漁業権の変更の免許の申請があった場合において、漁場区域から除かれる区域について現在免許を有している者に免許を与えておくことが、水面につき漁業上の総合利用を図り漁業生産力を維持発展させるため漁業の免許をする必要がある場合に漁場計画を定めなければならないという制度の趣旨に照らし、必要でないときは、都道府県知事は、漁業法の規定に従い、漁場計画の見直しを行い、その見直し後の漁場計画に即して漁業権の変更の免許を行うことができると解し

ている。」と答弁している。

共同漁業権の一部放棄が漁協総会で決議された場合の共同漁業権の一部消滅についての本訴訟における被告国の主張（「漁業権の一部の放棄も、文言のとおり「放棄」に該当するのであって、所定の手続を踏んだ上で漁業権者が放棄の意思表示をすれば、漁業権消滅の効果が発生する」）は、上記政府答弁書に示された見解と一義的に矛盾すると考えられるが、本訴訟における被告国の主張は上記政府答弁書に示された政府見解を否定するものであると理解してよいか。

5 昭和 27 年 10 月 2 日水産庁漁政部長通知に示された「漁場の縮小」の手続にかかる見解についての求釈明 《求釈明事項 6》

被告国の本訴訟における主張は、「漁場を縮小する場合 他漁業と関係がないものと考えられるから法第二十二条の変更手続きでよい。」（昭和二十七年一〇月二日付二七水七九〇二号「漁業法第二十二条の事務取扱上の解釈について」水産庁漁政部長通知）とした従前の国（水産庁）の見解を否定するものか否か。

6 昭和 27 年 10 月 2 日水産庁漁政部長通知に示された「漁業種類の削除」「漁期の短縮」の手続にかかる見解についての求釈明 《求釈明事項 7》

被告国の本訴訟における主張は、「漁業種類…削除する場合 申請者から

の申出による場合、法第二十二條の変更手続きでよい。」「漁期を短縮する場合は法第二十二條の手續を踏めばよい」(昭和二七年一〇月二日付二七水七九〇二号「漁業法第二十二條の事務取扱上の解釈について」水産庁漁政部長通知)とした従前の国(水産庁)の見解を否定するものか否か。

第3 被告答弁書における裁判例の引用の趣旨(漁業法の解釈についての被告主張の内容)の確認にかかる求釈明

被告国は、本訴訟の答弁書において、「漁業権の一部の放棄も、文言のとおり『放棄』に該当するのであって、所定の手續を踏んだ上で漁業権者が放棄の意思表示をすれば、漁業権消滅の効果が発生するものと解される(福岡高裁昭和48年10月19日判決・判タ300号151ページ、仙台高裁昭和63年3月28日判決・訟月34巻10号1967ページ参照)」と主張し、2つの高裁裁判例を引用している。

被告国が本訴訟の主張において引用する裁判例は、第2に示した国が従来示してきた漁業法についての解釈とは相容れないものであると解されるため、反論の対象である本訴訟における被告国の主張を明確にするため、本訴訟の主張において被告国が上記高裁判決を引用する趣旨(漁業法の解釈についての被告主張の内容)について、以下のとおり、釈明を求める。

1 福岡高判の引用の趣旨についての求釈明 《求釈明事項8》

上記福岡高判は、共同漁業権の漁場の区域の一部について漁業権を放棄する旨の漁協の総会決議がなされ、同決議に基づいて県知事に漁業権の変更の免許

申請をして変更免許がなされたという事案について、漁業権の一部放棄であり、「変更」ではないとしたものである。

上記福岡高判は、「漁業権を変更しようとするときは、漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）上、都道府県知事の免許を受けなければならないこととされており、漁業協同組合の総会で『共同漁業権の一部放棄』が議決されたとしても、そのことにより漁業権が当然に変更されるものではない。」とする等の第2、2～4に示した政府答弁書や、第2、1に示した「いわゆる漁業権の一部放棄は、漁業法上漁業権の変更にあたり知事の免許を要する」とした水産庁漁政部長回答等の従前の国の見解とは一義的に矛盾するものと考えられる。

上記福岡高判を引用することは、本訴訟における被告国の漁業法の解釈についての主張は、第2、1～4に示した従前の国の見解を否定するものであると理解してよいか。

2 仙台高判の引用の趣旨についての求釈明

上記仙台高判は、「従前の漁場区域を一部除外し、漁業権の一部を放棄することは、新たな権利の設定を受けるわけではないから、漁業法二二条一項の変更免許を受けなければ法的な効果を生じないものとは解されないし、なお漁業法二二条、一一条その他の規定に照らしてみても、右のような漁業権の一部放棄の決議を受けてなされる変更免許に際し、漁場計画の樹立が法律上要求されているものとも認められない」としたものである。

(1) 「新たな権利の設定を受けるわけではない」ことを理由

に変更免許を不要とした裁判例を引用する趣旨に関する求 釈明 《求釈明事項9》

上記のとおり、仙台高判は、「従前の漁場区域を一部除外し、漁業権の一部を放棄することは、新たな権利の設定を受けるわけではないから、漁業法二二条一項の変更免許を受けなければ法的な効果を生じないものとは解されない」としている。

仙台高判のこの判示は、「漁業権を変更しようとするときは、漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）上、都道府県知事の免許を受けなければならないこととされており、漁業協同組合の総会で『共同漁業権の一部放棄』が議決されたとしても、そのことにより漁業権が当然に変更されるものではない。」とする等の第2、2～4に示した政府答弁書や、第2、1に示した「いわゆる漁業権の一部放棄は、漁業法上漁業権の変更にあたり知事の免許を要する」とした水産庁漁政部長回答、第2、5～6に示した「漁場を縮小する場合 他漁業と関係がないものと考えられるから法第二十二条の変更手続きでよい。」、「漁業種類の変更…削除する場合 申請者からの申出による場合、法第二十二条の変更手続きでよい。」「漁期を短縮する場合は法第二十二条の手続を踏めばよい」とした水産庁漁政部長通知等の従前の国の見解とは一義的に矛盾するものと考えられる。

上記仙台高判を引用することは、本訴訟における被告国の漁業法の解釈についての主張は、第2、1～6に示した従前の国の見解を否定するものであると理解してよいか。

(2) 「変更免許に際し、漁場計画の樹立が法律上要求されているものとも認められない」とした裁判例を引用する趣旨に関する求釈明 《求釈明事項 10》

上記のとおり、仙台高判は、「漁業権の一部放棄の決議を受けてなされる変更免許に際し、漁場計画の樹立が法律上要求されているものとも認められない」としている。

仙台高判のこの判示は、共同漁業権の一部放棄の総会決議がなされた場合についての政府答弁書に示された従前の国の見解、すなわち、昭和 61 年 5 月 17 日付けでなされた「御質問のように、漁業権者が漁場区域の縮小を内容とする漁業権の変更の免許を受けようとする場合に都道府県知事がいわゆる漁場計画の見直しを行った上で変更の免許を行うことについては、漁場区域から除かれる区域について現在免許を有している者に免許を与えておくことが、水面につき漁業上の総合利用を図り漁業生産力を維持発展させるため漁業の免許をする必要がある場合に漁場計画を定めなければならないという制度の趣旨に照らし、必要でない場合には、都道府県知事は、漁業法の規定に従い、漁場計画の見直しを行い、その見直し後の漁場計画に即して漁業権の変更の免許を行うことができると解している。」とする政府答弁（第 2、3）、平成元年 3 月 14 日付けでなされた「御質問のように漁業権者から漁場区域の縮小を内容とする漁業権の変更の免許の申請があった場合において、漁場区域から除かれる区域について現在免許を有している者に免許を与えておくことが、水面につき漁業上の総合利用を図り漁業生産力を維持発展させるため漁業の免許をする必要がある場合に漁場

計画を定めなければならないという制度の趣旨に照らし、必要でないときは、都道府県知事は、漁業法の規定に従い、漁場計画の見直しを行い、その見直し後の漁場計画に即して漁業権の変更の免許を行うことができる」と解している。」とする政府答弁（第2、4）に示された国の見解とは一義的に矛盾するものと考えられる。

上記仙台高判を引用することは、本訴訟における被告国の漁業法の解釈についての主張は、第2、3～4に示した従前の国の見解を否定するものであると理解してよいか。